仕　様　書

１　件名
令和７年度清掃業務（門校）

２　履行場所
〒８０２－０８０２
福岡県北九州市門司区白野江３－３－１
海上保安学校門司分校

３　履行期間
令和７年４月２日（水）～令和８年３月３０日（月）

４　庁舎の概要
建物概要　　本館（ＲＣ造３階建）及び厨房棟（ＲＣ造１階建）

５　遵守事項
（１）受注者は、清掃に従事させる清掃作業員(以下「作業員」という。)について熟練者を充てるものとし、作業服等を着用させ、庁舎関係者と識別できるようにすること。
（２）作業員は、清掃を実施するにあたり、職員の業務に支障のないよう実施するものとし、海上保安学校門司分校監督職員（以下「監督職員」という。)の指示に従うものとする。
（３）作業員は、戸締りに注意し、盗難及び火災の予防に万全を期すものとする。
（４）作業員は、自己の故意又は過失により建物の設備及び物品並びに第三者に損害を与えたときは、直ちに監督職員に報告するとともに、その賠償の責任を受注者が負うものとする。
（５）作業員は、作業終了後には速やかに終了した旨を監督職員に報告し確認を受けるものとする。

６　機密の遵守
作業員は、作業に際して知り得た機密事項等を外部に漏らしてはならない。

７　清掃業務の種類
（１）　日常清掃は、原則として週３回、別表及び別紙１～４に定める場所を午前９時から午後３時までに清掃するものとする。（年末年始（12/29～1/3）及び祝日、並びに、監督職員が特に指定する日を除く。）
（２）　定期清掃Ａは、１２月に別表及び別紙１～４に定める場所を清掃するものとする。
（３）定期清掃Ｂは、３月に別表及び別紙１～３に定める場所を清掃するものとする。なお、使用状況により清掃場所に変更があるため、監督職員から清掃場所変更の指示があった場合は、契約金額の範囲内で実施すること。
（４）定期清掃Ｃは、１０月及び３月に別表及び別紙１～３の定める場所を掃除するものとする。なお、使用状況により清掃場所に変更があるため、監督職員から清掃場所変更の指示があった場合は、契約金額の範囲内で実施すること。
（１）～（４）の日程については、監督職員と調整のうえ実施すること。

８　書類の提出
（１）配置予定業務責任者届（作業開始前までに提出すること。）
（２）作業予定従事者届（作業開始前までに提出すること。）
（３）清掃作業日報（作業実施日又は翌日）

９　清掃要領
（１）清掃内容
ア　日常清掃（週３回）
① ドア等の清掃
中央玄関扉（南北）内外のガラス部分は、適宜ガラス清掃薬品等を使用して磨き上げ又は除塵を行うこと。なお、ドアハンドルについては、乾拭きを実施すること。
② 交通部分の清掃
吸塵モップ等を使用して清掃し、シミ等の汚れについては、水絞りモップ、薬品等にて適宜処理するほか、階段手すりは乾いた布で拭き上げること。
また、本館１階及び厨房棟の廊下については、足ふきマットの砂等の汚れを掃除機を使用して吸塵すること。
③ 便所の清掃
便器、洗面器及び床等を清掃し、便器については、薬品及び雑巾を使用して清掃すること。また、清掃を実施する際は、「清掃中」の表示をすること。なお、汚物は適宜処理し不衛生にならないように特に留意すること。
また、トイレットペーパー及び手洗い用石鹸は発注者が負担するので、常に無くならないように補充しておくこと。
イ　定期清掃Ａ（年１回）
①　床洗浄
本館１階廊下及び玄関ホールの床は、エンボス床用のポリッシャーパットを使用して洗浄すること。
②　カーペット洗浄
カーペット上の物品を移動させ（重量物を除く）、スチーム洗浄を行うこと。原状復帰をもって作業完了とする。
③　窓清掃
ガラス面は、ガラス用洗剤にて洗浄後、汚水を取り除き、吹き上げを行うこと。
また、サッシについては、水洗いし、雑巾等で水分を拭き取ること。
網戸が付いている窓については、網目の汚れを取り除くこと。
ウ　定期清掃Ｂ（年１回）
①　床面ワックス掛け
室内床の拭き掃除をした後、専用洗剤及び電気ポリッシャーを使用して床面のワックス剥離及び洗浄を行うこと。
洗浄後、専用洗剤をふき取るとともに、洗浄面を水洗いして乾燥させること。乾燥後、ワックス塗布を行うこと。
②　タイルカーペット洗浄
タイルカーペット上の物品を移動させ（重量物を除く）、ドライ洗浄を行うこと。
原状復帰をもって作業完了とする。

エ　定期清掃Ｃ（年２回）

①　床面ワックス掛け

室内床の拭き掃除をした後、専用洗剤及び電気ポリッシャーを使用して床面のワックス剥離及び洗浄を行うこと。

洗浄後、専用洗剤をふき取るとともに、洗浄面を水洗いして乾燥させること。乾燥後、ワックス塗布を行うこと。

（２）安全管理に基づく業務運営

各清掃及び作業の実施時は、表示板・境界ロープ等の活用をし、外来者に対する安全を期すること。

※関係法令とは次のものを指す。

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
・労働安全衛生法
・労働基準法
・職業安全法
・その他関係法令

10　経費の負担区分

（１）発注者が負担する経費は次のとおりとする。

清掃作業に必要な光熱水料

清掃で発生したごみの処分料

（２）受注者が負担する経費は次のとおりとする。

清掃作業上必要とする一切の備品及び消耗品（トイレットペーパー・石鹸を除く）

11　検査

本業務は、検査職員の実施する検査合格をもって完了とする。

12　代金の支払い

支払いは四半期毎とし、受注者は海上保安学校の指定する様式により請求書を作成提出すること。なお、海上保安学校は、受注者から適正な請求書を受理した後、３０日以内に受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。

13　その他

（１）四半期毎に完了届を１部提出すること。
（２）本仕様に疑義を生じた場合は、監督職員と協議すること。
（３）本仕様書に記載の無い一般事項は、「海上保安学校入札・見積者心得書」による。
（４）本件は、令和７年度予算成立を条件とする。

別表

令和７年度清掃業務

○日常清掃＜月・水・金＞

建物	内容	延べ面積（㎡）	清掃場所
本館１階	ガラス掃除		中央玄関扉（北・南）
	床拭き掃除	215.43	廊下
		23.49	中央階段
	床、便器、洗面台、鏡	15.01	男性トイレ
		4.32	女性トイレ
本館２階	床拭き掃除	162.27	廊下
		23.49	中央階段
		29.52	西階段
	床、便器、洗面台、鏡	12.1	男性トイレ
		61.09	女性トイレ
本館３階	床拭き掃除	162.27	廊下
		23.49	中央階段
		29.52	西階段
本館R階	床拭き掃除	23.49	廊下
厨房棟	床拭き掃除	44.05	廊下
	床、便器、洗面台、鏡	13.9	男性トイレ
		6.77	女性トイレ

○定期清掃A＜12月（年１回）＞

建物	内容	延べ面積（㎡）	清掃場所
本館	床洗浄	193.38	一階廊下、玄関ホール
本館、厨房棟	カーペット洗浄 ※スチーム洗浄	66.42	校長室
		97.5	サロン
		32.5	キャビン
本館１階	窓清掃	169.64	外壁面窓

○定期清掃B＜3月（年１回）＞

建物	内容	延べ面積（㎡）	清掃場所
本館	床面ワックス掛け ※ポリッシャー	88.56	第一教室
		131.22	第三教室 ※使用状況により清掃場所に変更があるため、監督職員から清掃場所変更の指示があった場合は、契約金額の範囲内で実施すること。
		88.56	防災演習室
		88.56	第四教室
		88.56	写真実習室
		162.27	二階廊下
		162.27	三階廊下
	タイルカーペット洗浄 （OAフロア）※ドライ	177.12	管制実習室

○定期清掃C＜10月、3月（年2回）＞

建物	内容	延べ面積（㎡）	清掃場所
本館	床面ワックス掛け ※ポリッシャー	88.56	第二教室 ※使用状況により清掃場所に変更があるため、監督職員から清掃場所変更の指示があった場合は、契約金額の範囲内で実施すること。

海上保安学校門司分校全体図

別紙1

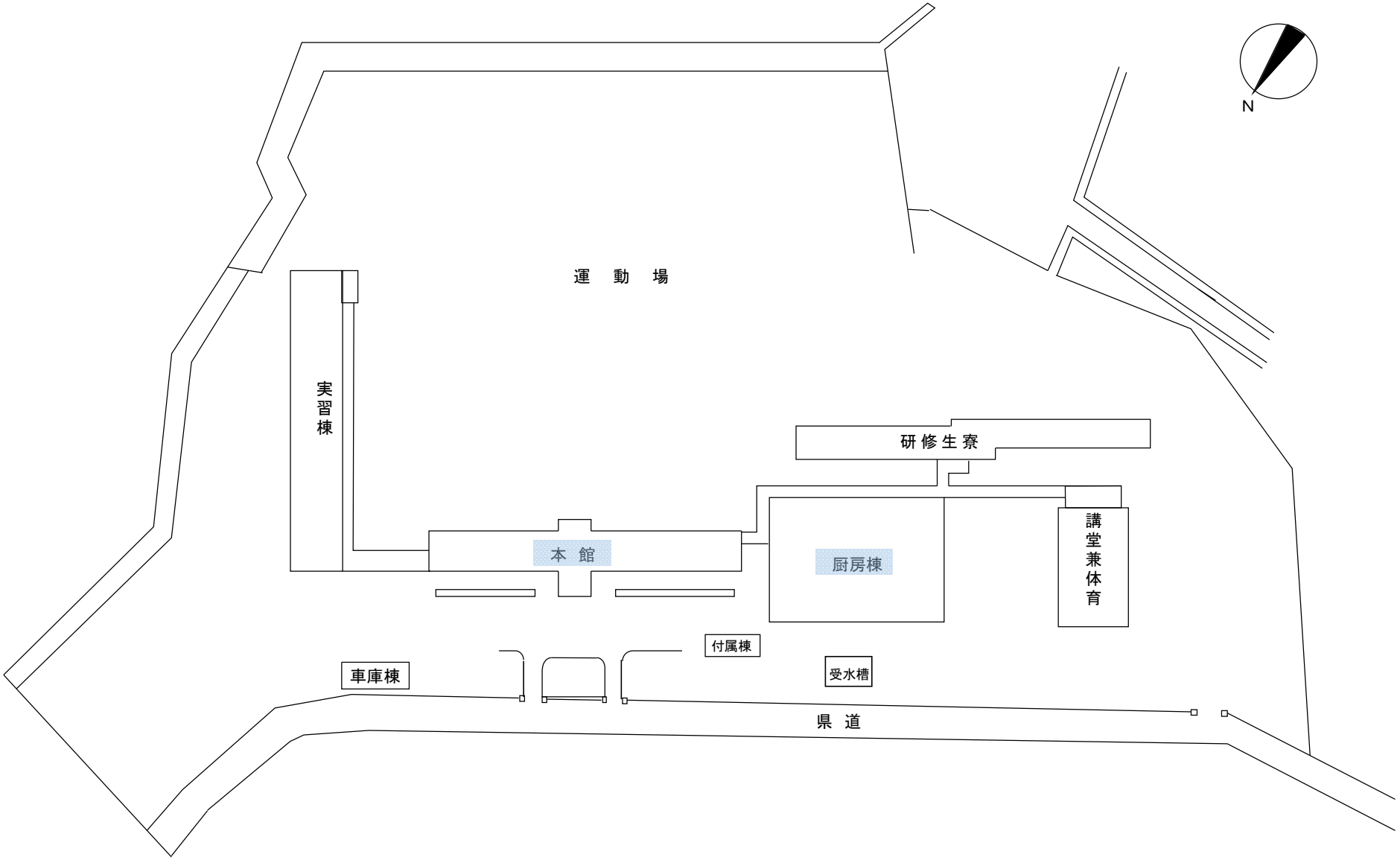

本館平面図

別紙2

・日常清掃
・定期清掃A（本館1階廊下及び玄関ホールの範囲は日常清掃と同じ）
・定期清掃B（本館2・3階廊下の範囲は日常清掃と同じ）

一階

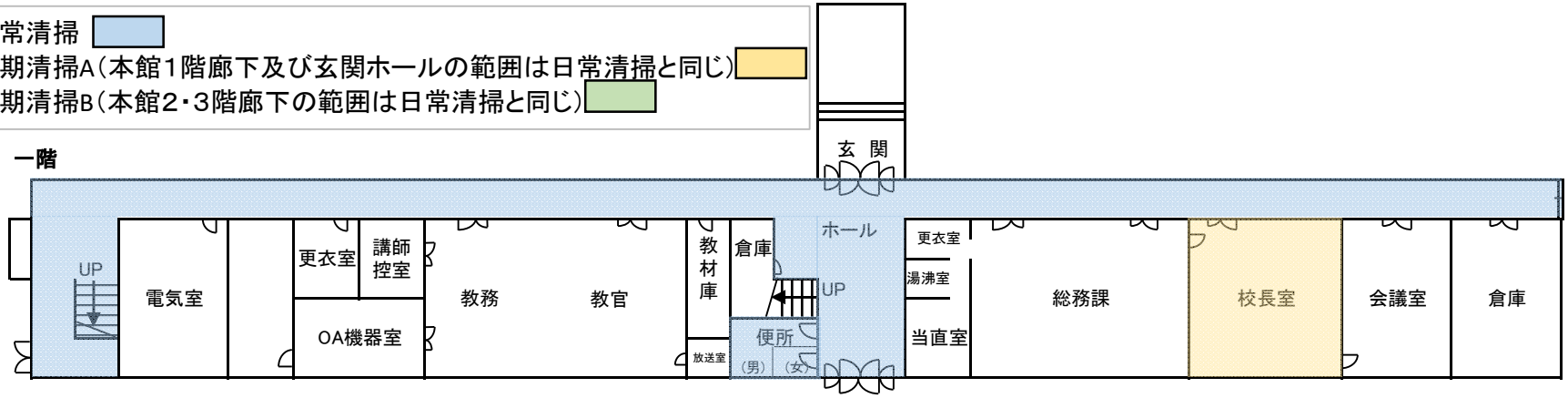

二階

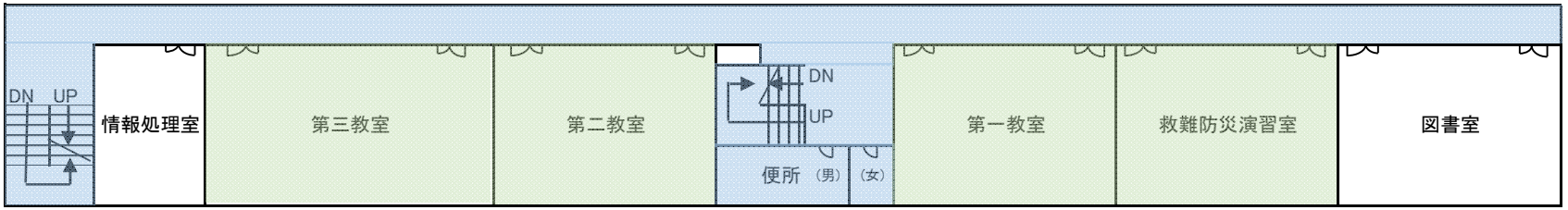

三階

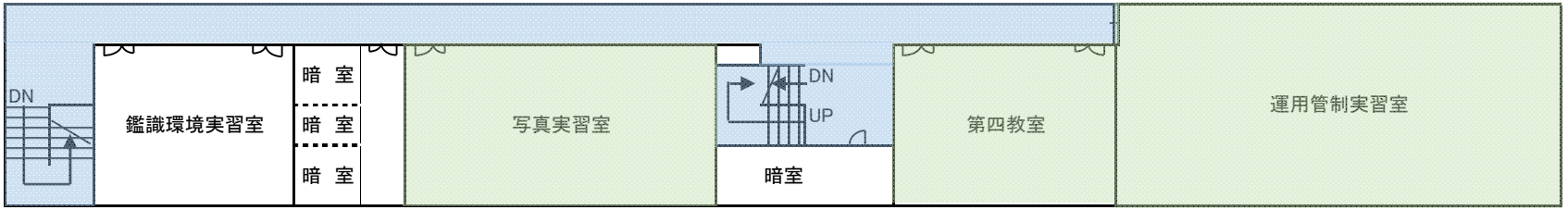

屋上

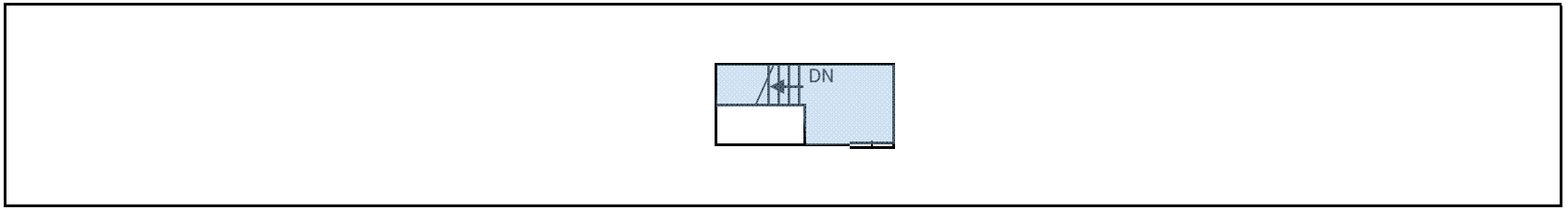

厨房棟

別紙3

・日常清掃
・定期清掃A（本館1階廊下及び玄関ホールの範囲は日常清掃と同じ）
・定期清掃B（本館2・3階廊下の範囲は日常清掃と同じ）

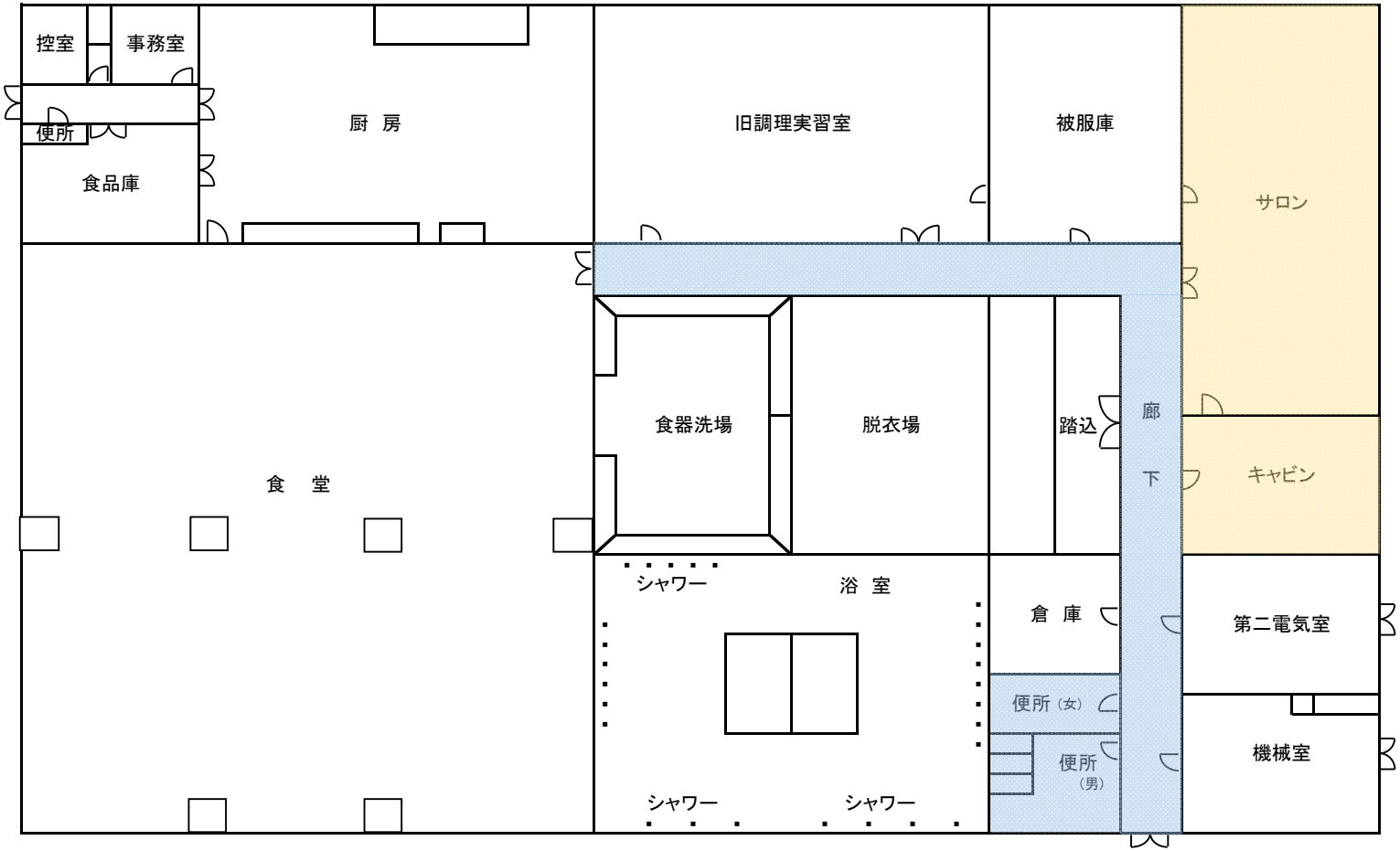

別紙4

海上保安学校門司分校　本館　立面図

北立面図

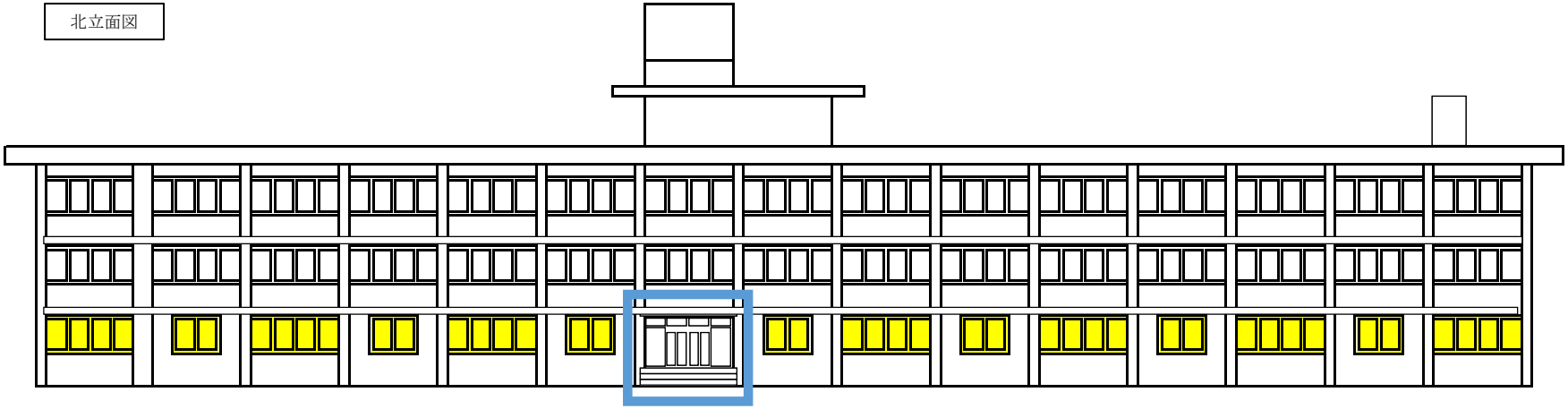
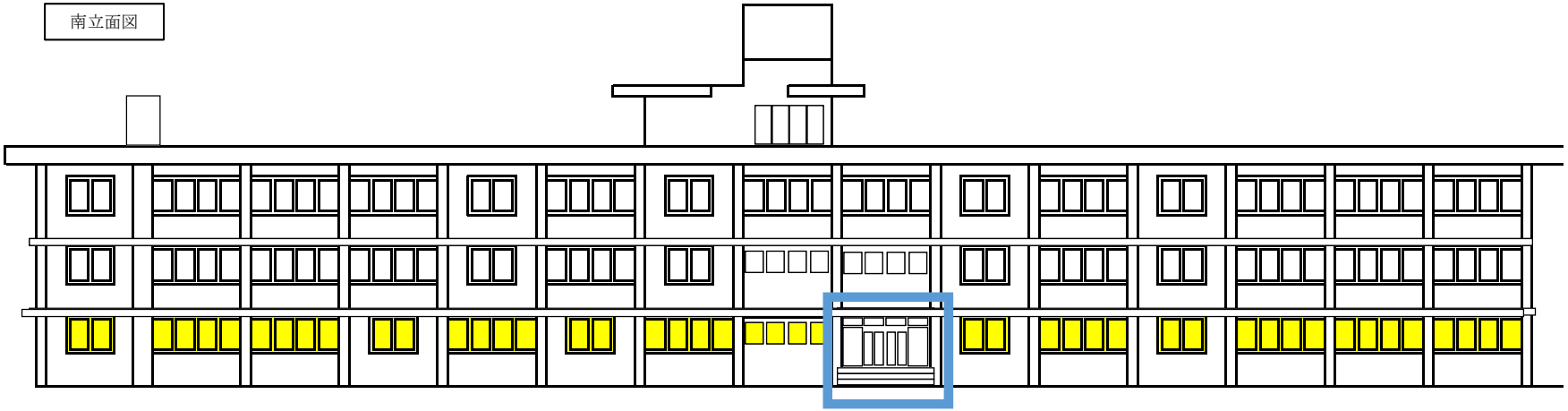
南立面図